

個人情報情報機関を巡る最近の議論

平成17年11月

「産業構造審議会割賦販売分科会個人情報小委員会」 (平成16年(2004年)1月～平成17年(2005年)3月 経産省(6月まで金融庁と合同開催))

1. インフラ・システムとしての制度整備の必要性

個人情報情報の有効利用は多重債務防止に資し、消費者、事業者及び社会全体にとって大切。その意味では、個人情報非常に適正に管理されているという信頼を前提とする場合、ポジティブ情報を利用することは望ましい。ポジティブ情報の利用によって消費者自身も自らの情報を認識し、より有利な条件で契約を結ぶことが可能になるという意味において、有意義。(16年9月学者)

個人情報情報の利用の当初の目的は過剰与信防止であったが、今日はそれに止まらず、リスクに見合った金利・条件での適正与信といった目的のため個人情報情報の利用がなされる。そこでは、インフラとしての信用システムが求められている。(17年3月学者)

過剰与信の防止にはネガティブ情報を使い、適正与信のためにはポジティブ情報を使う中、このようなネガティブ情報、ポジティブ情報といった情報の区分をすること自体もはや古い。クレジットヒストリーが重要であり、そこには競争原理が働く余地がある。システム全体の信頼性を確保した上で、マーケットにおける競争が行われることは、消費者利益にもつながる。(17年3月学者)

2. 消費者への利益還元の必要性

ポジティブ情報も大変重要な情報であると認識。消費者としては自分の信用を築いて自分で活用するという意識が大切だが、今は事業者が使うのみとなっており、どれだけ信用があっても金利が安くなるわけではないのは問題。(16年9月消費者)

3. 業界再編による環境変化と社会的合意形成の必要性

ネガティブ情報の交流だけでは不十分で、ポジティブ情報を収集することに意味があるのは理解できる。しかし、(某銀行の総合カードについては)クレジットカード部分についての提携先(某消費者金融会社の某子会社が全情連を使って保証与信をすること)の説明はなく、銀行の安全性についてのみ強調されているのが現状。このままでは、クレジットと思って使うと実は貸金に個人情報流れ、ということにもなりかねない。そういう情報がしっかりと本人に伝わっていないのは大変問題。(16年12月消費者)

信用情報機関は業態別にできているが、社会的なコンセンサスがないうまま、業界再編で提携が進むことによって業態を超えて各信用情報機関から情報が入手できてしまうことは問題。これについては早急に議論すべきである。(16年12月弁護士)

今後は、(システム全体やその意義を)一般の消費者に正しく知ってもらうようなPRが必要。(16年9月消費者)

ガイドラインでは第三者提供に関して書面に明記して同意をとるようになっているが、書面に記載しさえすれば、無制約に、例えばポジティブ情報でもなんでも交流できるという意味になっては問題。(16年9月弁護士)

どこまでの(ポジティブ情報の)交流を行うかについては、個別の契約においてどの程度の同意が得られているかどうかといったことだけでなく、システムとして消費者全体のコンセンサスを得るべき。(17年3月弁護士)

4. 検討の進め方

多重債務防止の観点からのポジティブ情報の交流については、(個人情報「保護」の観点からの)ガイドラインとは切り離して、別途しっかり検討すべき。(16年9月弁護士)

業界再編が進んでいるといった環境の変化もある。ポジティブ情報の交流は当小委員会だけの問題ではなく、金融庁の審議会と共に検討を行うべき。(17年3月弁護士)

「貸金業制度等に関する懇談会」
(平成17年(2005年)3月～ 金融庁)

(第1回・3 / 30)

- 貸金債権の信用リスクを図るための基礎としての信用情報機関の業態間交流は、現実としてボーダーレス化している経済実態においては、多重債務者防止の観点からも業態毎に固執せずに交流していくべきであり、市場参加者(投資家)もそれを求めている。(格付機関委員)
- ホワイト情報の業態間交流についても、貸金業制度に非常に関わりの深い問題として是非とも議論すべき。(消費者委員)
- 抽象論ではなく、信用情報機関の情報交流によって、どれくらいの効果があるのか具体的に検証していくべき。(学者)

(第3回・5 / 27)

4. 健全な消費者信用の利用には、トータルな利用者の利用管理、残高管理等が必要であり、それをどのように実現していくべきかが重要。現状は、業態別に信用情報機関が存在し、信用情報の相互交流が限定的。与信業者が顧客の信用力をトータルで把握できないため、図らずも過剰与信となり、無用な貸倒費用を生じ顧客への利益還元が困難。消費者の理解など必要な条件を整えた上で、信用情報の一層の相互交流を可能とすることも必要であり、議論していく時期と考える。(オブザーバー：信販会社)

(第5回・6 / 29)

5. リスクに応じた金利体系を構築するという意味で、個人信用情報の相互交流等を検討すべき。適正なリスクプライシングの考え方を導入するためには、現在は各業態毎に存在する個人信用情報機関について、その登録されている個人信用情報の交流等により、事業者にとって精緻なリスク管理が可能となる環境を整えることを検討していく必要がある。個人信用情報の交流については、顧客の同意取得の問題など様々な課題があるが、個人信用情報の新しい枠組みや方向性の議論は不可欠と考えている。情報の壁を取り除いていくことが多重債務の拡がりを抑える一つの手段。(オブザーバー：銀行系カード会社)
6. 多重債務に関し信用情報システムの確立が重要なキーになる。信用情報センターの緻密な交流が必要。アメリカでは、大きな信用情報機関が3つあり、ネガティブ情報だけではなく、全ての情報を交流シェアしている。消費者が望めば、どのような情報が登録されているのか、全て開示できる体制が整っている。消費者のチェック、コントロールの権利が完全に担保された上で、この信用情報システムの交流というものが重要。消費者にも非常に大きな利益が生ずる。(オブザーバー：外資系消費者金融会社)

(第7回・9 / 7)

7. (英国の個人信用情報機関について日本と比較のうえ補足説明を求められ)英国の信用情報は機能が高度化。日本の全情連と同じように互惠ベース。つまり、与信業者がクレジットカードのホワイト情報とネガティブ情報を提供するのであれば、同じくクレジットカードのホワイト情報とネガティブ情報が提供される。その会社が住宅ローンを扱っていないのであれば、住宅ローンの情報を要請しても、この情報は提供されない。つまり、米国のクレジットビューローのように情報を切り売りするようなことはない。(プレゼンター：堂下助教授)